



報道関係者 各位

平成28年9月29日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部健康課

健康課長 大竹克則

主任労働衛生専門官 大岩広司

(電話)052-972-0256

メンタルヘルス対策の実態調査結果 ～メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は80%～

愛知労働局(局長 木暮 康二)は、昨年度の愛知県の規模100人以上の事業場(3,993事業場)に続き、今年度は規模50人以上100人未満の事業場(4,523事業場)を対象にメンタルヘルス対策の取組状況について自主点検による調査を実施しました。

この調査は、職場におけるメンタルヘルス不調者が増加し、対策が重要となっている中、「メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を8割以上とする」第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて、事業場のメンタルヘルス対策の取り組みを促進することを目的とし、併せて、昨年12月から施行された「ストレスチェック制度」等の実施状況を把握するために実施したものです。

(1) 調査対象4,523事業場(平成28年4月末発送、6月末提出期限)

うち、回答があったもの2,965事業場、回答事業場の全労働者数214,132人

(2) 調査結果の概要

有効回答数のうち

- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合…80%(2,377件)
- ・3年間(平成25年から平成27年)にメンタルヘルス不調により1ヶ月以上休業した労働者や退職者がいた事業場の割合…31%(932件)
- ・同3年間のメンタルヘルス不調者数の割合…
回答事業場の全労働者数の0.9%(1,967人)
- ・ストレスチェック制度の実施について、準備済みの事業場…81%(2,411件)
これから準備をする事業場…16%(487件)
知らなかった事業場…1.6%(48件)

(その他詳細は別紙1参照)

◎愛知労働局の今後の主な対応

- ・メンタルヘルス対策推進計画(平成27年度～平成29年度)に基づき、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場(未回答1,540件を含めた1,588件)に対し、集団指導、個別指導等を実施。(別紙2)
- ・11月までに各労働基準監督署で実施する説明会等あらゆる機会において、ストレスチ

ェック制度と併せてメンタルヘルス対策の周知を実施。

- 12月以降は、ストレスチェック制度の履行確保を重点に未実施事業場に対して指導等を実施。
- メンタルヘルス対策の取り組み方が分からない事業場等に対しては、労働基準監督署での指導の他、愛知産業保健総合支援センターの相談窓口の利用を勧奨する。

※ ストレスチェックは、年1回の実施が事業者の義務となっており（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務）、平成27年12月1日施行後における実施期限は、平成28年11月末まで。

平成28年 メンタルヘルス対策の自主点検による調査結果

・平成28年4月末発送、6月末提出期限

(単位：事業場)

対象事業場数	回答状況			①3年間にメンタル不調による休業・退職者 (無回答：27)			②ストレスチェックの義務化 (無回答：19)			③メンタルヘルス対策の取り組み (無回答：42)		④メンタルヘルス推進担当者の選任 (無回答：599)		⑤衛生委員会での審議 (無回答：598)		⑥4つのケアの実施状況 (複数回答)				
	有り	未回答	その他 (不着等)	いる		いない	知っている		知らない	取組済	未取組	いる	いない	している	していない	セルフケア	ラインによるケア	スタッフによるケア	事業場外資源によるケア	
				メンタル不調者数			実施を準備済	これから準備												
4,523	2,965	1,540	18	932	1,967 人	2,006	2,411	487	48	2,377	546	1,640	726	1,795	572	1,430	1,441	1,322	797	
	65.6%	34.0%	0.4%	31.4%	0.9%	67.7%	81.3%	16.4%	1.6%	80.2%	18.4%	55.3%	24.5%	60.5%	19.3%	48.2%	48.6%	44.6%	26.9%	
対象事業場に対する割合		97.7% 回答事業場 (2,965) に対する割合 (メンタル不調者の割合は回答事業場の全労働者数合計 (214,132人) に対するもの)																	回答事業場に対する割合	

⑦行っているメンタルヘルス対策 (複数回答)								⑧取り組まない理由 (複数回答)				⑨今後の取組予定 (無回答：8)			⑩支援希望 (無回答：262)	
相談窓口の設置	職場環境の把握	気づきの支援	管理者への支援	就業上の配慮	復帰支援	ストレスチェック	健康づくり計画	必要性を感じない	該当者がいない	専門家がいない	取り組み方が分からない	検討中	取組予定	予定なし	有	無
1,609	1,369	882	999	1,529	1,044	1,356	329	25	129	187	177	331	166	41	402	2,301
54.3%	46.2%	29.7%	33.7%	51.6%	35.2%	45.7%	11.1%	4.6%	23.6%	34.2%	32.4%	60.6%	30.4%	7.5%		
回答事業場に対する割合								③中「未取組事業場」 (546) に対する割合				愛知産業保健総合支援センターによる支援の希望の有無				

注) ③メンタルヘルスの取組済とは
 1. ④のメンタルヘルス推進担当者の選任
 2. ⑤の衛生委員会での審議
 3. ⑥の4つのケアのうち一つでも取り組んでいるもの
 4. ⑦の事業場独自で何らかの対策に取り組んでいるもの
 以上のうち、一つでも取り組んでいる場合をいう。

⑥4つのケアの説明
 ・セルフケア…労働者自身が自ら行うストレスへの気づきと対応
 ・ラインによるケア…管理監督者による職場環境等の改善、個別の相談対応
 ・スタッフによるケア…産業医、衛生管理者など事業場内産業保健スタッフ (人事労務管理者及び保健師も含む) による実態把握、個別の相談対応、各ケアの支援、教育・研修
 ・事業場外資源によるケア…支援する外部機関等の活用及び労働者への情報提供、家族・医療機関・地域保健機関等との連携

別紙1

メンタルヘルス対策推進計画（抄）

平成 27 年 7 月 6 日
愛 知 労 働 局

1 目的

職場におけるストレス要因の多くは、労働者自身の力だけでは取り除くことができず、労働者がメンタルヘルス不調にならないよう、各職場でメンタルヘルスカケアを積極的に推進する。

そのため、ストレスチェック制度の履行確保をメンタルヘルス対策の最重点課題と位置づけ、同制度の導入を契機として、事業場におけるメンタルヘルス対策が進むよう積極的、計画的な指導を実施する。

2 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とする。

3 目標

- ・平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。
- ・労働者 50 人以上の事業場に対してストレスチェック制度の定着を図る。

4 具体的実施事項について

(1) メンタルヘルス対策自主点検の実施

平成 28 年度に労働者 50 人以上 99 人以下の事業場を対象とした自主点検を実施する。（労働者 100 人以上の事業場については、平成 27 年度に実施）

(2) 集団指導及び個別指導、監督指導の実施

平成 28 年 11 月までに各労働基準監督署で実施する説明会等あらゆる機会にストレスチェック制度の内容や実施方法に関する集団指導を実施する。

平成 28 年度は、第 3 四半期の 10 月までにメンタルヘルス対策自主点検の未回収事業場及び同自主点検の結果、未取組事業場を対象に集団指導及び個別指導、監督指導を実施する。

平成 29 年度は、心理的な負荷の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェックの報告書）の未提出事業場を対象に集団指導及び個別指導、監督指導を実施する。

(3) 愛知産業保健総合支援センターとの連携

メンタルヘルス対策の未取組事業場に対しては、積極的に愛知産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター（12 ヶ所）における専門家による支援の利用を勧奨。